

令和 8 年度版

P T A 活 動 の

し お り



マーガレット(東北小の校花)

新座市立東北小学校 PTA

2026年(令和8年) 5 月 発行

卒業時までお手元に保存してください。

● はじめに

PTA(Parent Teacher Association)は、「家庭・学校および社会における児童の幸福な成長を図るため、保護者と教師が協力して活動する(PTA 規約第 2 条)」ことを目的とした任意の自主団体です。

東北小学校では、昭和 44 年創立の際に PTA 結成準備委員会が発足し、翌昭和 45 年に東北小学校 PTA(以下、東北小 PTA)としての活動を開始しました。

わが子の成長を考えると、わが子だけでなく周囲の環境にも目を向けることはとても大切です。学校や地域をはじめとした子供たちを取り巻く環境をより良いものにするため、PTA の活動は行われてきました。子供の教育について考え、話し合い、行動できる場所であると言えます。

子供たちの幸せで健全な成長のため、できる時にできることを一人ひとりが行っていきましょう。

この「しおり」が理解や活動の一助になれば幸いです。

● 東北小 PTA とは？

◇ PTA と学校の関係

PTA とはその名の通り、親(Parent)と先生(Teacher)の会(Association)です。

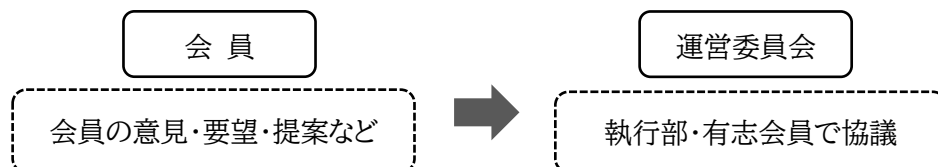
子供の幸せのために、保護者と教師が同じ会員として平等の立場で、家庭・学校・地域の教育力を高めることに努力する自由な意思に基づいた任意団体です。PTA への加入は加入届を提出してください。以降、児童の在学中は年度ごとに自動更新とします。退会の場合は、退会を希望される年度の前年度中に退会届を提出してください。

学校と保護者は、相互に干渉・介入と思われることのないよう配慮し、緊密な協力関係にあります。

◇ 東北小 PTA の組織

東北小 PTA では、右頁の機構図のとおり役割を分担し、多方面から子供たちの「よりよい環境」作りを目指します。

活動は「東北小学校 PTA 規約／細則」にのっとり運営され、協議は下記の流れで行われます。



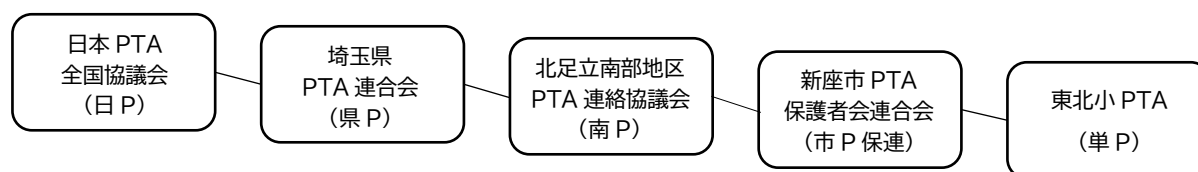
・規約(p.4～)の改正は 運営委員会→総会の承認が必要

・細則(p.6～)の改正は 運営委員会の承認が必要

また、関係団体として「新座市 PTA・保護者会連合会(市 P 保連)」があり、新座市内全小・中学校の単 P・保護者会で組織されています。

理事は各校の PTA 会長および各小・中学校長で、総会および理事会に出席し、市 P 保連の運営にあたります。

市 P 会長、市 P 副会長(ブロック長)の輪番の年度は、当該理事や役員の選出を行う必要があります。

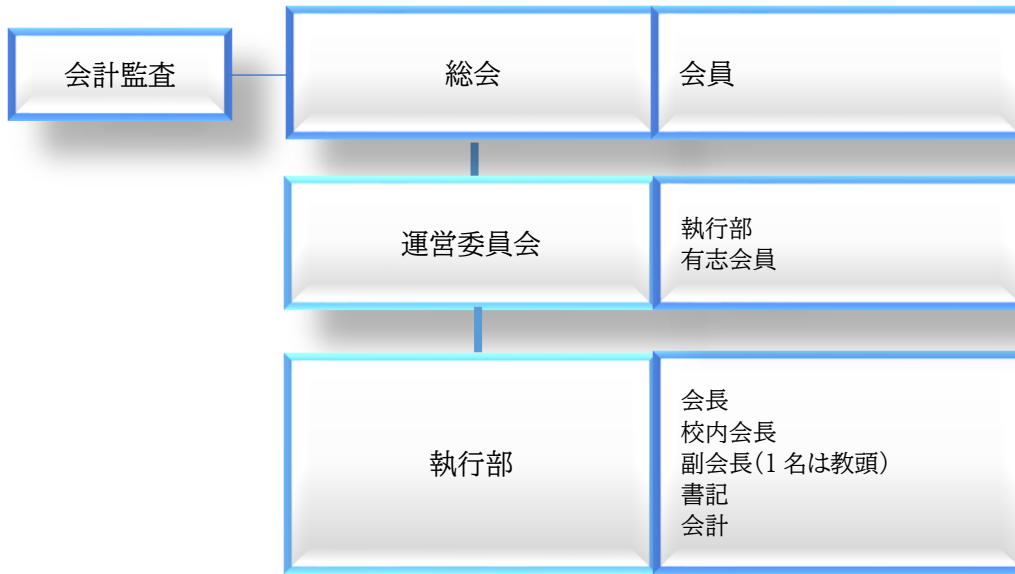


※埼玉県PTA連合会・北足立南部地区PTA連絡協議会は休会中でしたが退会となっています。

※令和 8 年度より「新座市 PTA 保護者会連合会(市 P 保連)」を休会予定です。

※令和 9 年度より「新座市 PTA 保護者会連合会(市 P 保連)」は廃止の予定です。

● 東北小 PTA 機構図



※旧 地域代表委員会は令和 7 年度より「地域連携保護者の会」となり、PTA とは別組織として活動しています。

● 執行部の役割と活動内容 ※詳しい活動内容・頻度は、総会資料やおたよりを参照してください。

執行部

PTA 活動がスムーズに行われるための事務的な作業を行います。

また、対外的な活動に代表として出席します。

- ▶ 原則、会長(1 名以上)、校内会長(1 名以上)、副会長(2 名以上/うち 1 名は教師会員)、書記(1 名以上)、会計(1 名以上)で構成。(ただし、執行部各役員が必要人数に満たない場合は、PTA の活動を縮小します。)
- ▶ 学校応援団のサポート
- ▶ 鑑賞教室の開催サポート
- ▶ 給食試食会の開催サポート
- ▶ 広報活動サポート

※執行部の活動に際して、会員よりボランティアを募る場合があります。

※PTA 活動縮小時は、上記活動の一部を行わない場合があります。

● 執行部役員の選出 ※それぞれ任期は1年で、再任はさまたげません。

◇ 執行部役員 … 前年度に立候補を募る。

● PTA 役員経験者の免除制度

執行部役員および常置・特別・その他委員会の正副委員長経験者については、以下の免除制度を利用できます。

- ・執行部役員経験者 … きょうだいを含めた地域連携保護者の会 正副役員長選出・役員選出の際に免除制度を利用できます。
- ・委員会の正副委員長経験者 … きょうだいを含めた地域連携保護者の会 正副役員長選出、また、正副委員長経験に該当する児童の地域連携保護者の会 役員選出の際に免除制度を利用できます。

免除 経験	執行部	地域連携保護者の会 役員	執行部 (きょうだい分)	地域連携保護者の会 役員(きょうだい分)
執行部	★	★	★	★
正副委員長		★		★

※ ★がついた選出の場合、免除制度を利用することができます(立候補を妨げるものではありません)。

● 総会・運営委員会

◇ 総会

PTA の最高議決機関です。

年 1 回の定期総会では、各年度の予算と活動計画の大きな枠組みを決定します。 ★規約第 7 条 1

◇ 運営委員会

総会に次ぐ議決機関で執行機関です。必要に応じて開催。

年間を通じて活動を具体化し、実行に移します。 ★規約第 7 条 2

● PTA 予算について

活動費が必要な場合に、一家庭あたり一口 1,000 円／年～を目処として寄付を募ります。(※令和 7 年度より)
 予算案は予算委員会において決められ、運営委員会で協議した上で、定期総会の議決をもって承認となります。
 予算委員会は原則として、執行部で行います。
 活動費は PTA 活動にかかる諸費用、慶弔費等に使用されます。

新座市立東北小学校PTA規約

第1条 <名称> この会は新座市立東北小学校PTAといい、事務所を新座市立東北小学校(以下、東北小学校)埼玉県新座市北野3丁目1番地1号におきます。

第2条 <目的> この会は家庭・学校および社会における児童の幸福な成長を図るため、保護者と教師が協力して活動することを目的とします。

第3条 <活動> この会は前条の目的を達成するために次の行動を行います。

1. よりよい保護者・教師となるため、お互いに学習し親睦を図ります。
2. 児童の教育的環境をよくすることに努めます。
3. 児童の校外生活の指導をします。
4. 公教育を充実することに努めます。

第4条 <方針> この会の方針については次のとおりとします。

1. 児童の教育と福祉のため他の団体や機関と協力します。
2. 宗教・営利・政治的活動には関係しません。
3. 他の団体の支配や干渉を受けません。
4. 学校の運営や人事には干渉しません。

第5条 <会員> この会の会員については次のとおりとします。

1. 会員は任意の東北小学校児童の保護者、および東北小学校職員とします。退会の届出を行わない限り年度ごとに自動更新とします。
2. 会員はすべて平等の権利をもち、義務を果たします。

第6条 <役員> この会の役員については次のとおりとします。

1. 執行部役員の役職と任務

(1)会長…会を代表し、主に校外活動をします。

(保護者会員1名以上)

(2)校内会長…会長を助け、事故ある時は代行します。主に校内の仕事をまとめます。

(保護者会員1名以上)

(3)副会長…校内会長を助け、事故あるときは代行します。

(教師会員1名、保護者会員1名以上)

(4)書記…運営委員会、その他の活動について記録し会員に知らせます。

(保護者会員1名以上)

(5)会計…会計事務にあたります。

(保護者会員1名以上)

(6)なお、執行部により必要だと認められた場合、期中においても執行部への参加意志がある者を会長の相談役に任ずることができます。

2. 会計監査の任務

年2回以上会計を監査し、総会に報告します。

(保護者会員2名)

3. 任期

役員の任期は一年とし、再任はさまたげません。また、補欠者は前任者の残任期間とします。

4. 執行部各役員が上記の必要人数に満たない場合は、PTAの活動を縮小します。

第 7 条 <会議> 会議は、総会、運営委員会とします。
それぞれの会議の性格と活動は次のとおりです。

1. 総会

総会は、この会の最高議決機関で、毎年 1 回会長が招集して開きます。臨時総会は会員の 5 分の 1 以上の要求があったとき、または運営委員会が必要と認めたとき開きます。総会は次の事項を審議し決定します

- (1) 予算と活動計画
- (2) 決算と活動報告
- (3) 規約の改正(出席者の過半数)
- (4) その他会にとって重要と思われる事項

2. 運営委員会

運営委員会は総会につぐ議決機関で、執行部役員および有志会員によって構成されます。

運営委員会は協議が必要な事案が発生した際に会長が招集して開催します。但し緊急を要する場合はこの限りではありません。運営委員会は次のことを行います。

- (1) 総会に提出する諸議案の審議作成
- (2) 学校行事とPTA行事の連絡調整
- (3) 役員その他委員の補充に関する事項
- (4) 細則の改正(出席者の過半数)
- (5) その他会の運営に関する重要な事項

第 8 条 <活動費> この会の運営は活動費により執り行われるものとします。

活動費は一家庭あたり一口 1,000 円／年～を目処として保護者および教職員から寄付を募り、第 3 条の目的達成のための活動に有効に充てられるものとします。会計年度内に余剰金が発生した場合は、次年度に繰り越します。ただし、活動費に余裕がある場合は、寄付は募らないこととします。

この会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

付則 この規約は昭和 45 年 4 月 1 日から実施します。

(注)昭和 47 年以降 32 回の一部変更を行っています。令和 8 年 5 月 15 日に改正し、令和 8 年 5 月 15 日から実施します。

東北小学校PTA細則

1. 役員選出に関する規定

(1) 執行部役員の選出について

- ① 役員候補者は会員の立候補によって会長、校内会長、副会長、書記、会計の役員を選定し総会で報告します。
- ② 副会長 1 名は教頭とします。
- ③ 役員選出は以下のとおりとします。
 - イ) 運営委員会の協議により前年度末に行うことができます。
 - ロ) 1年～5年の会員の中から次年度執行部役員候補者の立候補を募ります。
 - ハ) 執行部各役員が必要人数に満たない場合は、次年度 PTA 活動を縮小します。

(2) 会計監査の選出について

会計監査は PTA 会員の中から会長が任命し、運営委員会で承認を受け、総会で報告します。
ただし、役員会を構成する者を除きます。

2. 会議に関する規定

- (1) 会議の議決は出席者の過半数によることを必要とします。
- (2) 校長はすべての会議に出席し、意見を述べるすることができます。
- (3) 学校職員は運営委員会に出席し、意見を述べるすることができます。
- (4) 規約の改正は総会の議決、細則の改正は運営委員会の議決を必要とします。

☆規約第 7 条1-(3)、2-(4)☆

3. 慶弔に関する規定

(1) 児童及び保護者の弔慰もしくは見舞い

- ① 死亡の場合 香典 5,000円
- ② 火災の場合 全焼のときの見舞金 5,000円
半焼のときの見舞金 3,000円

(2) 教職員の死亡の場合 香典(運営委員会において協議します。)

(3) その他、会長が必要と認めたときは運営委員会において協議して決めるものとします。

(4) 慶弔費の支払いは、大規模災害時は対象外とします。

4. 有志団体に関する規定

- (1) 会長が必要と認めた場合、運営委員会の承認を経て有志団体を置くことができます。
- (2) 団員は会員有志によって構成されます。
- (3) 各団体ではそれぞれ連絡係を 1 名以上選出します。
- (4) 連絡係は必要あるときは運営委員会に出席します。

5. 役員選出に関する特別規定

新座市PTA保護者会連合会(以下「市P・保連」という)の幹事校およびそれに準ずる年においては、役職の人数は運営委員会の承認を経て変更する事が出来ます。
「市P・保連」担当役員は出向役員とします。

6. 保護者によるボランティア活動に関する規定

保護者によるボランティア活動に関しては、その活動を支援します。

7. 有志団体等への卒業生保護者の参加に関する規定

卒業生保護者の活動への参加を認めます。ただし、運営は在校生保護者が行うものとします。

8. サークルに関する規定

- (1) サークル名、代表者名、活動内容、5名以上の構成員名を会長へ提出し、運営委員会の承認を経て発足する事ができます。
- (2) 総会にて年間活動計画を報告します。
- (3) 年度始めに会員名簿を執行部に提出します(増員の場合はその都度提出)
- (4) 活動費は自費とします。

9. 臨時委員会に関する規定

会長が必要と認めた場合、運営委員会の承認を経て臨時委員会を置くことができます。

10. 個人情報取扱に関する規定

(1) <目的>

新座市立東北小学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(2) <責務>

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(3) <管理者>

本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(4) <秘密保持義務>

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(5) <収集方法>

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(6) <利用>

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- ① 文書等の送付等
- ② 各名簿の作成、配布
- ③ その他、本会が必要と認める事項

(7) <利用目的による制限>

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(8) <管理>

個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(9) <共同利用>

本会は、(6)に定めた利用目的で取得した個人情報を新座市立東北小学校と共同利用することがある。

(10) <第三者提供の制限>

個人情報は(9)および次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合

- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行すること
に対して協力する必要がある場合

(11) <個人情報の開示>

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(12) <漏えい時等の対応>

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(13) <研修>

本会は、役員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(14) <苦情の処理>

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(注)昭和 47 年以降 29 回の改正を行っています。

令和 8 年 5 月 15 日に改正し、令和 8 年 5 月 15 日から実施します。